

加盟店契約を締結する主体等による加盟店の調査等について（論点メモ）

従前、加盟店契約を締結する主体が概ねイシューを兼ねていたことを背景として、自主ルール・各社の取組により、いわゆる悪質加盟店の排除が概ね実現されてきた。他方、アクワイアラー専業者やいわゆる決済代行業者等、主体の多様化が生じつつある。こうした環境変化を踏まえ、今後、加盟店の調査等について、どういった取組が必要か。具体的に想定される論点として例えば以下のようなものがあるのではないか。

なお、国際ブランドについては、事業者からの御説明を踏まえ議論したい。

1. 加盟店の調査についてどの程度の措置が望ましいか

- (1) 伝統的な加盟店契約主体である国内のアクワイアラー（イシューを兼ねる者が多い。）は、過去、比較的新規の事業やいわゆる特商法5類型¹の取引について一律にカード利用を認めない等、いわゆる悪質加盟店のみならず加盟店の範囲を狭く限定する「厳しい審査」を実施している傾向が見られる。他方、相談・苦情の状況を見ると、いわゆるサクラサイトの疑いが強いメール交換サイトや模倣品販売等、悪質性が強い・違法性のある取引でカードが利用可能となっており、相当「緩い審査」しか実施していない加盟店契約主体も生じていると見られる。
- (2) 消費者被害の拡大防止のためいわゆる悪質加盟店を排除すること、クレジットカード利用環境の拡大による利便性向上のため本来健全な事業者がクレジットカード利用環境から排除されることという両面から、加盟店の調査として、どの程度の措置が執られることが望ましいか。
- (3) この、加盟店の調査を検討するに際しては、加盟店契約を締結する各社が自社の営業実態やノウハウに応じ、初期審査（例：業種、取扱商品・役務のチェック）と途上審査（例：異常売上げのチェック）を柔軟に組み合わせた調査体制を整備できるよう、特定の調査項目の有無等という観点ではなく、双方を総合して一定以上の水準を確保するという観点に留意が必要ではないか。また、この調査において、イシューからの苦情情報を活用することにも留意が必要ではないか。

2. 加盟店の調査を行う主体をどのように捉えるべきか

- (1) 加盟店契約を締結する主体として、アクワイアラーといわゆる決済代行業者が存在し、決済代行業者が取引に介在する場合には、通常、この両者ともに加盟店契約に関与しているといえる。
- (2) このような場合、実務的な役割分担は両者の取り決めによるが、一義的に責任を負うべき主体をどう捉えるべきか。例えば、法律関係という

¹ (1) 訪問販売 (2) 電話勧誘販売 (3) 連鎖販売取引（いわゆる「マルチ、マルチまがい商法」）(4) 特定継続的役務（エステ、外国语教室など）(5) 業務提供誘因販売取引（内職商法、モニター商法など）

観点から契約の主体と捉える考え方、実質的な影響力という観点から直接、売上げにかかる立替金を交付する者といった考え方があり得るのではないか。また、この検討に際し、海外アクワイアラー経由の取引についても、加盟店の調査を確保するという観点にも留意が必要ではないか。

3. 上記のような措置をどのような枠組みで確保するか

- (1) 加盟店契約を締結する主体として想定される者について、割賦販売法の適用有無、現時点では唯一の認定割賦販売協会である（一社）日本クレジット協会への入会の有無を整理すると以下のとおり。これを踏まえ、これまで自主ルール、各事業者の営業上の取組から確保してきた加盟店の調査について、1. で議論する措置を確保するにはどのような枠組みが望ましいか。

	割賦販売法の適用	日本クレジット協会への入会
イシューを兼ねる アクワイアラー	包括信用購入あつせん業者	大半が入会
イシューを兼ねない アクワイアラー	立替払取次業者（カード番号の保護に係る規定のみ）	事務局が把握する限り、全社が入会
いわゆる決済代行業者	原則直接適用なし	一部の事業者が入会

以上